

地鶏肉についての小分け業者の認定の技術的基準

制 定 平成 12 年 11 月 9 日農水告第 1410 号
最終改正 平成 18 年 2 月 22 日農水告第 186 号

- 一 小分けし及び格付の表示を付するための施設
 - 1 小分けのための施設
地鶏肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。
 - 2 格付の表示のための施設
証票の管理のための施設であること。
- 二 小分けの実施方法
 - 1 三の二に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。
 - (1) 小分けに関する計画の立案及び推進
 - (2) 小分けの工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
 - 2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 地鶏肉の受入れ及び保管に関する事項
 - (2) 小分け前の地鶏肉の格付の表示の確認に関する事項
 - (3) 小分けの方法に関する事項
 - (4) 小分けの実施状況についての認定機関(登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。)による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
 - 3 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から 1 年以上保持すること。
- 三 小分けを担当する者の資格及び人数
 - 1 小分け担当者の資格及び人数
小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が 1 人以上置かれていること。
 - (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に 2 年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 食品の流通の実務に 3 年以上従事した経験を有する者
 - 2 小分け責任者
小分け責任者として、小分け担当者の中から、認定機関の指定する講習会(以下「講習会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが 1 人選任されていること。
- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
 - 1 格付の表示を付する組織
格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。
 - 2 格付の表示の実施方法
 - (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程(以下「格付表示規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 格付の表示に関する事項
 - イ 荷口の出荷又は処分に関する事項
 - ウ 記録の作成及び保存に関する事項
 - エ 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
 - (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数
格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が 1 人以上置かれていること。

附 則(平成 18 年 2 月 22 日農林水産省告示第 186 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号。以下「改正法」という。）の施行の際現に旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧認定生産行程管理者（改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）、旧認定小分け業者（改正法附則第7条第1項に規定する旧認定小分け業者をいう。）、旧認定輸入業者（改正法附則第8条第1項に規定する旧認定輸入業者をいう。）、旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）、旧認定外国生産行程管理者（改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。）又は旧認定外国小分け業者（改正法附則第13条第1項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。）が、改正法附則第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づき格付を行う場合については、なお従前の例による。